

240 衆議院における私学振興に関する決議、参考のため内閣

へ送付 [昭和二十一年十月]

本日本院において別紙の通り決議した因つて参考のためここに送付する

昭和二十一年十月三日

衆議院書記官長 大池 眞 印

内閣書記官長 林 讓治殿

(注記 1)

(注記 2) 私学振興に関する決議

わが国の私学は、高邁なる理想と、その実現に対する教育的熱情に燃えたる幾多先覚によつて創立発展したるものであつて、その自由清新の校風は、従来文化の各方面において特色ある人材を輩出せること遙かに官学を凌ぐものがある。民主日本再建の途が、個性を尊重して、その自覚と向上とを促し、確乎たる信念の下に、文化の興隆と産業の啓培を期するにあるを思へば、私学振興の要は現下において特に緊切ならざるを得ない。曩に文部当局は教権の独立と教育優先の方針を樹て、今後の教育は寧ろ私学を中心とすべきだと述べてゐる。然るに現実においては、戦災と終戦後の経営難に喘ぐ私学に対し、殆んど具體的施策の見るべきものがないことは、甚だ遺憾とするところである。よつて政府は左記要項により私学復興の根本方策を樹立

し、責任を以てその迅速なる実現を期すべきである。

一、公私立学校生徒学費負担額の不均衡是正

二、戦災私学復興費の助成

三、戦災私学の有する特殊預金の解除

四、私学への寄附金に対する租税の減免

五、私立学校教職員待遇改善費の補助

右 (抹消) (加筆) (建) (決) 議する

(注記 1)

〔供覧〕内閣総理大臣 (加筆) / 内閣書記官長 (抹) / 内閣副書記官長 (抹) 内閣事務官 (抹)

(注記 2)

〔四三〕(簿冊内件名番号)

(注記 3)

〔衆甲一二二〕

〔昭和二十一年 公文雑纂 卷十八〕
2A. 29-1. 3107